仕様書

第１章　総則

１条（適用）

本仕様書は、令和８年度　令和６年災　房田地区　災害復旧工事（以下「本工事」という。）に関して必要な事項を定めたものである。

２条（通則）

受注者は、本仕様書、石川県土木工事共通仕様書(最新版)、関係法規及び発注者の指示に基づいて作業を実施しなければならない。

３条（手続き）

受注者は、諸法規を遵守し関係官公署に対する手続きを遺漏なく行うものとする。

４条（資料の貸与）

受注者は、本工事を遂行するにあたり、発注者と協議のうえ、必要な資料の貸与を受けることができるものとする。

５条（秘密の厳守）

受注者は、本工事の内容、結果等を発注者の許可なくして部外に漏らしたり転用したりしてはならない。

６条（工事期間）

本工事の期間は、契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

第２章　作業内容

７条（目的）

本工事は、輪島市内において、令和 6 年能登半島地震及び奥能登豪雨によって被災した農地等を対象に、災害復旧工事を実施するものである。

本施工箇所は、令和 7 年度実施の災害復旧工事によって、河川からの流入土砂の撤去を実施した箇所であり、その残土処理を本工事にて実施するものである。

８条（作業従事者）

作業に従事する者は、対象作業の遂行に十分な経験を有するものでなければならない。

９条（工事範囲）

本工事の範囲は、輪島市町房田町地内とし「別添　位置図」による。

１０条（工事内容）

本工事の内容は、「別途　数量総括表、設計図面」による。

（１）　土工

土砂移動　N=１式

１１条（工事の詳細条件）

（１）土砂等搬出

土砂搬出箇所から土砂搬入箇所へ運搬する際は、橋梁の耐荷重の関係から、房田橋を使用し、国道 249 号へ合流すること。他公共機関の工事の関係で房田橋が通行止めとなった際は、発注者より迂回路の詳細を示す。

仮置き土砂搬出完了後、土砂が置いてあった場所は２級河川鳳至川の災害復旧工事の作業ヤードとなる予定である。

（２）整地

土砂は、搬入箇所横の道路から下の搬入箇所に落としたのち、バックホウによる整地を見込んでいる。

（３）仮設

本工事における仮設は設定していない。

必要な場合は都度発注者と協議すること。

第３章　検査・協議・その他

１２条（検査）

受注者は工事完了後、発注者の検査を受けて品質の確認を受けるものとし、指摘事項があった場合は速やかに訂正しなければならない。

１３条（協議）

工事中に本仕様書に記載なき事項が生じた場合は速やかに協議を行い、発注者の指示を受けるものとする。